

平成25年（2013年）7月25日

# 第42回広島市都市計画審議会 議 事 録

事 務 局

都市整備局都市計画課

## 第42回広島市都市計画審議会議事録

1 開催日時 平成25年(2013年)7月25日 午後2時

2 開催場所 広島市議会棟4階 全員協議会室

3 出席委員等

(1) 出席者

ア 学識経験者 生田文雄 藤原章正 福田由美子 三浦浩之 後藤奏苗 米田輝隆

イ 市議会議員 安達千代美 木山徳和 谷口 修 八條範彦 星谷鉄正

ウ 関係行政機関の職員 中国地方整備局長代理 地方事業評価管理官 安達久仁彦

エ 県の職員 広島県警察本部交通部長代理 交通規制課課長補佐 森岡敏幸

オ 市民委員 井尾義文 吉田知世

以上 15名

(2) 欠席者

ア 学識経験者 青竹美佳 小畑博文

イ 市議会議員 酒入忠昭 平野博昭

ウ 市民委員 吉岡恭子

(3) 傍聴人

一般 8名

4 閉 会 午後4時

平成25年（2013年）7月25日

# 第42回広島市都市計画審議会 議 事 録

事 務 局

都市整備局都市計画課

## 第42回広島市都市計画審議会議事録

1 開催日時 平成25年(2013年)7月25日 午後2時

2 開催場所 広島市議会棟4階 全員協議会室

3 出席委員等

### (1) 出席者

ア 学識経験者 生田文雄 藤原章正 福田由美子 三浦浩之 後藤奏苗 米田輝隆

イ 市議会議員 安達千代美 木山徳和 谷口 修 八條範彦 星谷鉄正

ウ 関係行政機関の職員 中国地方整備局長代理 地方事業評価管理官 安達久仁彦

エ 県の職員 広島県警察本部交通部長代理 交通規制課課長補佐 森岡敏幸

オ 市民委員 井尾義文 吉田知世

以上 15名

### (2) 欠席者

ア 学識経験者 青竹美佳 小畑博文

イ 市議会議員 酒入忠昭 平野博昭

ウ 市民委員 吉岡恭子

### (3) 傍聴人

一般 8名

4 閉 会 午後4時

## 第42回広島市都市計画審議会

平成25年7月25日

○事務局（新上都市計画担当部長） 定刻より少し早くはございますが、おそろいですので、それでは、ただ今から、第42回広島市都市計画審議会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、そしてこの暑い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、都市計画担当部長の新上でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

ここで、本年4月1日付けの異動で新たに都市計画課長として着任しました藤田でございますので、御紹介いたします。

○事務局（藤田都市計画課長） 都市計画課長の藤田でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（新上都市計画担当部長） それでは、審議に入ります前に、本審議会の委員の改選について御報告申し上げます。お手元に配席表と「広島市都市計画審議会委員名簿」が配付されていると思います。そちらの委員名簿のほうを御覧ください。

本会議では、関係行政機関からの委員として、国土交通省中国地方整備局長と広島県警察本部交通本部長に御就任いただいておりますけれども、この度の人事異動によりまして、国土交通省中国地方整備局長は戸田和彦様の後任として栗田悟様が、そして、広島県警交通本部長は高橋若衛様の後任といたしまして花本浩様が就任されております。なお、本日はご両名とも代理の方に御出席いただいております。

また、市議会議員の委員につきましては、本年5月1日で任期が満了となりまして、改選の手続きを行いました。その結果、引き続き7名の委員の方に御就任いただいております。なお、本日は2名の方は所用で御欠席ということでございます。

以上で、報告を終わらせていただきます。

続きまして、本日の議題でございます。先に開催通知で御案内しているとおりでございますけれども、付議案件6つ、諮問案件1つという7つの議案がございます。

第1号議案は矢口川下流部周辺地区の「地区計画の決定」、第2号及び第3号議案は西風新都石内上中地区に関する案件で、第2号議案が「地区計画の決定」、第3号議案が「容積率等の変更」でございます。また、これら3つの議案につきましては、いずれも広島市決定の案件でございます。

第4号から第6号議案につきましては、「建築基準法第51条のただし書き」に基づく、産業廃棄物処理施設の敷地の位置についての案件でございます。第4号議案が南区月見町の廃棄物処理施設、第5号及び第6号議案はいずれも佐伯区五日市港の産業廃棄物処理

施設に関する案件でございます。

この度、特定行政庁が産業廃棄物処理施設の建築許可をするに当たりまして、建築基準法により「都市計画審議会の議を経る」となっていることから、その条項を踏まえてお諮りするものでございます。

最後の、第7号議案は、「広島市の都市計画に関する基本的な方針の改定」でございます。

この他報告事項といたしまして、「市街化調整区域における地区計画運用基準の改正」に関する事項が1件ございます。

以上が本日の議題でございます。

それでは、藤原会長さん、どうぞよろしくお願いいたします。

○藤原会長 皆さん、きょうは本当に暑い中、御出席を賜りまして、ありがとうございます。

それでは早速、本日の審議会を始めさせていただきます。

本日御出席いただいております委員の方ですが、全20名のうち、15名の方が出席いただいております。定足数に達してございますので、本日の審議会は成立しております。

続きまして、本日の議事録の署名をお願いする方を指名させていただきます。本日は生田委員と安達委員にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速でございますが、審議に入りたいと思います。

第1号議案につきまして、事務局の説明を求めます。

○事務局（藤田都市計画課長） それではよろしくお願いいたします。着席にて説明させていただきます。

第1号議案の広島圏都市計画 矢口川下流部周辺地区地区計画の決定について説明します。

本案件は広島市決定となります。

議案書は4ページから8ページまでですが、前面のスライドにより説明します。

本案件は、太田川左岸側の赤色の斜線で示した区域について、地区計画の都市計画決定を行うものでございます。

まず、地区名にもありますように、「矢口川」は広島市東区温品町の松笠山から安佐北区口田南の開発団地、矢口が丘・ふじランドの間を流下して、太田川左岸に合流する県管理の河川です。

おおよその流域は図に示すとおりとなっています。

今回、この矢口川の下流部に地区計画を検討するに至った経緯を説明します。

矢口川流域下流部は山に囲まれた狭隘な平地であり、増水時における太田川の水位に対して、相対的に地域の地盤高が低いことから水はけが悪く、これまで集中豪雨による家屋の浸水を伴う内水被害がたびたび発生しています。

このスライドは、矢口川下流部を太田川上空から眺めた写真です。

これは、この矢口川下流部に、平成 22 年 7 月に発生した内水被害の状況です。画面手前側の太田川の増水に伴い、図の丸印の位置にある合流部の水門を閉めてポンプ排水に切り替えましたが、矢口川の流入量がポンプ能力の上限を超えたことから、太田川への排水が困難となり、内水被害が発生しました。

水門付近の拡大写真です。太田川の増水により水門が閉鎖され、ポンプ排水が行われているものの、画面上側に湛水が発生している状況が確認できます。

こうした内水被害を防止するため、国土交通省、広島県、広島市による「矢口川総合内水対策協議会」を設置し、平成 24 年 7 月には「矢口川総合内水対策計画」を策定しました。

この内水対策計画では、それぞれの役割分担のもと、排水能力の増強等のハード対策や、地域住民に自助・共助を促すソフト対策を行うことで地域防災力の向上を図ることとしています。

具体的には、まずハード対策として、排水能力の増強の他、流れにくくなっている河川の河川改修や、堆積土砂の撤去等、また、冒頭に説明しました、近隣開発団地の防災調整池の改良等による流出抑制対策などが挙げられます。

また、ソフト対策として、防災情報の提供や地域の防災活動の支援などが挙げられます。

これらのうち、最も大きな柱となるのが、ハード対策の「排水能力の増強」です。

矢口川下流部には御覧の位置に既設のポンプがあります。その既設ポンプに隣接する形で新たなポンプ施設を整備します。

この施設の整備により、排水能力が毎秒 4 立方メートルから 12 立方メートルへと 3 倍に増強され、過去最大の被害を生じさせた平成 22 年 7 月の降雨規模においても、浸水被害を防止することが可能となります。

この新たなポンプ施設の機能を設計するに当たって、既存建物の状況を基準に必要な排水能力が算出されています。

このため、将来にわたって安全・安心を持続させるためには、既存建物より低い建物が建築されないようなルールが必要となっています。

こうした背景を踏まえ、協議・調整が行われた結果、建築のルール化にあたっては地区計画制度の活用が望ましいとの結論に達し、平成 24 年 12 月に地区計画の決定に係る要望書が地域住民より提出されました。

この地区計画は、他の内水対策事業との調整・連携によって、本市が目指す安全で安心なまちづくりに資することから、この要望を踏まえ、地区計画を決定することとしました。

ここまでの、今回、地区計画の決定を目指すに至った経緯です。

それでは、矢口川下流部周辺地区 地区計画の概要を説明します。

図は地区計画の範囲と、地区整備計画の範囲を示しています。画面上側が北です。

浸水被害の大きかったエリアを一体として、赤の実線で示す範囲を地区計画の区域とします。

その中で、新規ポンプ施設の設計根拠となった既存建物の高さよりも低い敷地を中心に青色で着色した範囲を地区整備計画の区域とし、建築物に対して一定の制限を加えることとしています。

その建築物に対する規制の内容は、「既存建物よりも低い建物が建築されることを防ぐ」という観点から、建物に居室を設ける場合は、既存建物の状況を踏まえ、床上高さを T.P.9.8メートル以上とするものです。

この地区計画を決定することで、区域内の建築行為には、事前に都市計画法に基づく届け出が必要となり、予定されている建築物の居室の高さを確認し、必要があれば勧告を行うことができるなど、将来にわたって安全を確保することが可能になります。

なお、都市計画の案の縦覧について、本年5月15日から5月29日までの2週間行い、意見書の提出はありませんでした。

以上で、第1号議案の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いします。

○藤原会長 それでは、第1号議案につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

本件は特にございませんでしょうか。

本件について、特に意見がないようですので、第1号議案につきましては、原案どおり可決することにしてよろしいでしょうか。

○委員全員 （異議なし。）

○藤原会長 異議なしと認めます。それでは、第1号議案につきましては、原案どおり可決いたします。

続きまして、第2号及び第3号議案につきましては、相互に関連する案件でありますので、一括して審議をしたいと思います。まず事務局の説明を求めます。

○事務局（藤田都市計画課長） それでは、第2号議案の「西風新都上中地区地区計画」の決定及び第3号議案の「広島圏都市計画区域内の用地地域の指定のない区域のうち市街化調整区域内の建築物の容積率等の変更」について説明します。

第2号議案は広島市決定、第3号議案は特定行政庁の広島市長の告示となります。

議案書は9ページから20ページまでですが、前面のスライドにより御説明します。

本地区は、佐伯区五日市の市街地から五月ヶ丘交差点に至る「石内バイパス」の沿道に位置し、西風新都内の平地部におけるまちづくりを実現するための市街化調整区域における地区計画です。

西風新都におきましては、「活力創造都市“ひろしま西風新都”推進計画2013」、いわゆ

る「推進計画」に基づいて都市づくりを推進することとしており、この計画で、図の黄色で示した平地部は計画誘導地区として、「住民が主体となって地区計画制度を活用した市街地整備を推進する」と定めています。

市街化調整区域における地区計画の運用基準につきましては、本審議会で説明をさせていただいた後、平成 24 年 5 月に定めており、地区計画はこの基準に従って手続きを進めることにしております。

まず、対象とする地区の状況に応じて御覧のような型に分類することにしており、石内上中地区は「西風新都計画誘導型」に分類され、まちづくりを目指す「まちづくりタイプ」に該当します。

西風新都計画誘導型のまちづくりタイプについては、地区計画を定める要件は「0.5 ヘクタール以上の規模であること」、「まちづくり計画が策定されていること」、「消防活動困難区域を含まないこと」となっています。

ここでいう「まちづくり計画」とは、制限する建築物の用途、地区施設道路などが記載された計画で、住民によって策定されたものをいいます。

また、消防活動困難区域とは、消防車による消火活動を念頭に、幅員 6 メートル以上の道路から 280 メートルを超える区域を定義しています。

本案件のような地域のまちづくりに地区計画を活用する場合、運用基準では住民が策定したまちづくり計画があることを要件としており、その場合の流れは御覧のようになります。

地区計画を決定する前にまちづくり計画の策定を位置付けることにより、当該地区内で決定する地区計画が複数あった場合でも、地区計画を活用した地域の将来像は、それぞれの地区計画の決定時期、決定順序、決定する区域設定などに影響がなく、概ね同じ姿になることが期待されているものです。

次に、石内まちづくり計画の策定に係る経緯について説明します。

平成 6 年に石内バイパスが開通した後、沿道の開発圧力が徐々に高まり、平成 18 年には石内まちづくり協議会において、「石内まちづくり構想」を策定し、地区計画制度を活用して市街地整備を行う方針が示されています。

これを反映した形で、平成 20 年には、「ひろしま西風新都都市づくり推進プラン」、いわゆる「推進プラン」の中で、「住民主体で地区計画を活用する」地区と位置付けられ、平成 25 年には、石内まちづくり協議会により「石内まちづくり計画」が策定されています。

また、先月策定した推進計画の中でも、地区計画の運用基準に基づき市街地の形成を図るよう記述されています。

次に、「石内まちづくり計画」の概要について説明します。

この計画は、将来のまちづくりの方向性を具体化した計画であり、地区計画を策定するための前提になる計画です。

将来のまちの姿として、「自然と生活文化を大切にした活力あるまち」としています。

計画の内容は、土地利用を中心とした全体計画と地区施設を中心とした地区別計画があります。

全体計画では、石内バイパス沿道から概ね 30 メートルの範囲とそれ以外の範囲に分けており、沿道の区域は都市型住宅や生活利便施設等の立地を促進するため、想定する用途地域を近隣商業地域として、さらに遊戯施設、倉庫業倉庫などを制限しています。

また、沿道以外の区域は安全快適な生活環境の形成を図るため、想定する用途地域を第一種住居地域として、遊戯施設、倉庫業倉庫、宗教施設などを制限しています。

なお、上中地区にかかる地区別計画では、改めて位置付ける施設は設けず、既存の道路等を有効に活用することとしています。

この石内まちづくり計画は、石内全体のうち、石内川より東側を今回の対象範囲とし、西側については、今後の状況により引き続いて策定に取り組むことになっています。

上中地区は、中央の赤く丸をした位置に当たります。

次に、上中地区について説明します。

写真の赤い線より右側が市街化区域、左側が市街化調整区域になっています。

石内バイパス沿道の土地は概ね宅地化されています。

石内まちづくり計画の対象範囲は、薄く着色した範囲となり、本案件の地区計画区域はオレンジの枠で囲んだ範囲となります。

本案件は、素案を地権者が作成し都市計画提案したもので、これに係る経緯を説明します。

平成 24 年 4 月、地権者の地区計画を決定したいという相談を受け、制度や税金のことなどについて勉強会を開始しました。

その後、石内まちづくり協議会の検討するまちづくり計画と並行して地区計画の検討を進め、ワークショップなどの検討会を計 9 回、個別相談会を計 2 回開催し、その後、素案を作成し、都市計画提案をし、平成 25 年 2 月受理されました。

なお、都市計画提案に係る土地所有者の同意率は 100%でした。

写真は、ワークショップの様子です。

次に、本案件の具体的な制限に係る地区整備計画の内容について説明します。

建築物の用途の制限については、石内まちづくり計画と同じ内容としており、近隣商業地域で建てられる建物をベースとして、宗教施設、ギャンブル施設、遊戯施設など、御覧の用途を追加して制限しています。

その他の内容については、容積率が 200%、建ぺい率が 70%としています。

なお、建ぺい率については、将来市街化区域へ編入され、用途地域が定められたときに 80%とするようにしています。

また、建築物の高さについては、近隣商業地域に準じた図のような斜線制限を、壁面の位置の制限については、道路から 1 メートル以上離すことにしています。

形態・意匠については、屋外広告物を自己用に限ることとし、垣さくについては、生け

垣、網状のもの、高さが 1.2 メートル以下のいずれかに限定する内容となっています。

これに関連して、第 3 号議案の「市街化調整区域内の建築物の容積率の変更」について説明します。

平成 12 年の建築基準法の改正に伴い、用途地域の指定のない区域のうち市街化調整区域については、特定行政庁が容積率等を定めることになり、本市においては、一般的に容積率 100%、建ぺい率 50%、斜線制限の勾配 1.25 と定めています。

一方、地区計画により、これと異なる数値を定める場合にあっては、当該区域に係る数値に変更する必要があります。

今回の石内上中地区におきましても、区域内に限った数値として、地区計画の内容のとおり定めるものでございます。

最後に、地区計画及び地区整備計画の区域については、約 2.5 ヘクタールとなっています。

この案について、本年 5 月 15 日から 5 月 29 日までの 2 週間、縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。

なお、案の縦覧時期においては、西風新都の基本計画は推進プランでしたが、その後 6 月に推進計画に改正されました。

しかし、本案件に関連する内容については変更がなく、目標や理由書で引用した計画名のみの変更であるため、本日付議した案は、前者の推進プランから後者の推進計画に計画名の記述のみ訂正しております。

このような事情により、縦覧した案と付議した案が一部異なります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○藤原会長 それでは、第 2 号議案及び第 3 号議案につきまして、御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

○福田委員 参考までに聞かせてください。石内まちづくり計画をつくられるのに何回ぐらい、どのぐらいの数の住民の方で検討されたのでしょうか。

○事務局（藤田都市計画課長） 先ほどの経緯のどこにもあったかと思うんですけど、11 番のスライドの中に、こちらのほうですけれども、ワークショップなどの検討会を計 9 回、その後、個別相談会を計 2 回。以上、主に 11 回。さらに個別に相談会もやっていますので、11 回以上やっております。

○福田委員 それで、多くの住民の方が来られているという。

○事務局（藤田都市計画課長） そうなります。

○藤原会長 よろしいですか、何名ぐらいというのはよろしいですか。

○福田委員 出るんですかね。

○事務局（藤田都市計画課長） 失礼しました、のべ 139 名になります。

○福田委員 多いのか少ないのかわからないですけれども、はい。

○藤原会長 他に御質問等ございませんでしょうか。

ないようですので、第 2 号議案及び第 3 号議案につきましては、原案どおり可決するということにしてよろしいでしょうか。

○委員全員 （異議なし。）

○藤原会長 異議なしと認めます。それでは、第 2 号及び第 3 号議案につきましては、原案どおり可決いたします。

続きまして、第 4 号議案について、事務局の説明を求めます。

○事務局（木谷指導部長） 第 4 号議案と、このあとの第 5 号議案、それから第 6 号議案に関する事務につきましては、都市整備局の指導担当が所掌をしております。

私は指導部長の木谷と申します。よろしくお願いします。

本日は、指導担当局長の佐名田も出席しておりますので、御紹介させていただきます。

○事務局（佐名田指導担当局長） 都市整備局の指導担当局長の佐名田でございます。よろしくお願いします。

○事務局（木谷指導部長） それでは、第 4 号議案につきまして、建築指導課長のほうから説明させていただきます。よろしくお願いします。

○事務局（藤井建築指導課長） 建築指導課長の藤井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、第 4 号議案について説明させていただきます。着座させていただいて説明いたします。

本件は、建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づく建築許可に係る産業廃棄物処理施設の敷地の位置について審議していただくものでございます。

前のスクリーンにより説明させていただきます。御覧ください。

まず、建築基準法第 51 条について説明いたします。

都市計画区域内におきましては、卸売市場や火葬場、その他政令で定める処理施設等の用に供する建築物は、都市計画上重要な位置を占めることや、周辺の環境に与える影響が大きいことから、原則として都市施設としてその敷地の位置が都市計画決定されているものでなければ建築ができません。

ただし、都市計画決定を行いがたいと判断される場合は、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が、都市計画上支障がないと認めて許可すれば、例外的に建築することができるとされております。

本施設は、民間の施設であることから、長期的観点に基づく都市計画決定にはなじまないものと考えております。

また、政令で定める規模の範囲内におきましては、新築・増築を行う場合、許可の必要がないとされております。

本件の廃棄物処理施設は、平成 18 年に廃プラスチック類など廃棄物の 1 日当たりの処理能力・破砕能力により建築基準法第 51 条の対象にならない施設として建設されたものですが、この度、機械を更新し、1 日当たりの処理能力・破砕能力を増加させることにより、建築基準法施行令で定める許可が不要な範囲を超えることになるため、建築基準法第 51 条の規定による許可が必要になるものでございます。

建築基準法第 51 条に基づく許可が必要な範囲について御説明いたします。

政令第 130 条の 2 の 3 において、本件の処理施設が属する工業地域においては、廃プラスチック類の 1 日当たりの処理能力・破砕能力が 6 トン以下の場合には許可が必要とされるものから除かれております。すなわち、6 トンを超えるものが、許可が必要な範囲でございます。

今回の計画は、機械の更新により廃プラスチック類の 1 日当たりの処理能力が、現在の約 4.6 トンから約 13.5 トンへと変更するものであり、6 トンを超えることになりますので、許可が必要となるものでございます。変更はこの部分でございます。

次に事業の概要について少し詳しく説明させていただきます。

本施設は、事業活動に伴って発生する産業廃棄物を処理する施設でございますが、許可の対象になる廃プラスチック類の破砕施設の他に、処理能力が許可を必要とする規模に満たない、または廃棄物の種類がそもそも許可の対象にはなっていない、木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くずなどの破砕処理も行う施設でございます。

一般的な流れについて御説明いたします。

これらの廃棄物のうち、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくずは混ざった状態となっております。まず、比較的大きな建設木材や段ボール紙といったものは、機械とか人力によって選別され再生利用することになります。それ以外は破砕処理を行い、それらを練り合わせることで燃料材として再資源化されるというものでございます。

次に、金属くず、ガラスくず、陶磁器につきましては、破碎され、再生利用されるか、若しくは埋立てられます。

次に、汚泥などですが、この汚泥というのは、下水処理、工場排水処理、土木工事などの過程において生じる不要となった泥とかでございます。そういったようなものや、鉱さい、鉱石から金属を得る過程で出てくる残りカスなのですが、そういったようなものを練り合わせて、再生セメント材料とします。

また、廃油の分離でございますが、遠心分離機で水分とか油分に分け、再生材料や油かすとして再資源化する処理も行っております。

続きまして、計画の場所について御説明いたします。

計画の場所は、赤丸でお示ししております、南区の月見町でございまして、青丸でお示しております、安芸区役所から南西に約 1.5 キロメートル、広島湾に面したところでございます。

この図は、先ほどの図を拡大したものでございまして、周辺の用途地域により色分けをしております。

計画場所は、赤色でお示ししているところでございまして、水色でお示しております「工業地域」に位置し、指定建ぺい率は 60%、指定容積率は 200%となっております。

次に、この図は港湾計画を示した付近状況図でございまして、赤で囲っているところが計画地でございます。

計画地は、県が管理する港湾の臨港地区内、この臨港地区というのは港湾活動の円滑化と港湾機能の確保を図ろうとする地区でございまして、その臨港地区内の工業港区、その工業港区というのは工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域でございます。

また、一部が保安港区に指定されております。当該処理施設は、これらの区域に建設できるものに該当しております。

次に、計画施設の周辺状況でございます。南側は広島湾に面しておりまして、東側は別の廃棄物処理施設、西側には石油を貯蔵する施設などがありまして、工業施設が立ち並んでございます。

北側は法面となっております、約 20 メートルの高台に住宅団地がございます。

こちらは配置図でございます。

左側が北でございます。右側が道路、その先が広島湾でございます。

敷地の中央の棟が産業廃棄物の破碎処理等を行う工場棟、鉄骨造平家建て、北側、左側でございますが、廃油の処理棟、鉄骨造平家建て、南側、右側でございますが、事務所棟、鉄骨造 2 階建てでございます。

敷地面積につきましては、16,486 平方メートル、床面積の合計で 5,087 平方メートル、建ぺい率は 31%、容積率も同じく 31%でございます。

搬入車両は、青色の点線でお示ししております、敷地南側の門から入り、搬入物を荷降

ろしします。搬出につきましては、再生材料などを荷積みしまして、赤色の点線でお示ししています搬入と同じ南側から出ることになります。

次に、矢印の位置、左側のところですが、そこから撮影した現況写真でございます。

手前にある施設が廃油の処理棟でございます。その右側が破砕処理を行う工場棟でございます。

次に、施設の概要について御説明いたします。

建物内の平面図でございます。

本施設の木くず、紙くず、廃プラスチック類の処理の流れを御説明いたします。

南側から建物内に廃棄物を搬入します。搬入された廃棄物は、こちらで大きな建設木材や段ボールなど選別いたします。

写真は、大型重機で選別している様子でございます。

廃プラスチック類等の廃棄物は、破砕機で破砕されます。

写真は、破砕された廃棄物の状況でございます。

破砕された廃棄物は、練り合わせを行う場所に運搬され、写真にございますようなコンクリートの槽の中で、敷地内で別に行っている廃油処理から出る油かすと練り合わせを行います。

こうしてできました再生燃料材が写真のようなものでございます。

この再生材をトラックに積みまして、南側から搬出することになります。

続きまして、処理能力を増加させることに伴います、周辺への影響について御説明いたします。

まず、運搬車両等による周辺交通への影響についてでございます。

施設への経路について御説明いたします。

赤色で示したのが計画地でございます。

幹線道路である一般道路国道2号から、側道となる市道安芸3区143号線を経由し、周辺の企業と共有であります私道を通して施設に至ります。

施設への搬出入は月曜日から土曜日で、4トン車両や2トン車両により行います。

搬出入時間は、8時から17時までとされております。

搬出入経路の交通量でございますが、施設の事業による運搬車両等の発生台数は1日当たり約40台と見込んでおります。

この度、周辺で他の一般車両を含めて交通量調査を行ったところ、市道の御覧の地点で1日当たりの昼間の交通量が1,822台でございました。施設による交通量はこれに対して約2.2%と影響は少ないと考えられます。

また、幹線道路である一般国道2号は、昼間の1日当たり55,000台の交通量があり、施設による影響は極めて低いものでございます。

次に、廃棄物処理法に基づきまして、事業者が「生活環境影響調査」を実施しておりますので、この調査結果につきまして御説明いたします。

本調査は、施設の稼働に係る「騒音」及び「振動」の２項目について実施しております。

まず、「騒音」につきましては、敷地境界での基準が昼間 70 デシベル以下に対しまして、予測しました最大値が 57 デシベルで基準を満足しております。

なお、敷地北側の隣接住宅地付近で予測しましたところ、予測値は 53 デシベルで、住居の用に供される地域での基準が昼間 55 デシベルでこれを満足してございます。

「振動」につきましては、敷地境界での基準が昼間 65 デシベル以下に対しまして、予測しました最大値が 46 デシベルで基準を満足しております。住居系の地域での基準が 65 デシベルでございますので、これも満足しております。

なお、「大気汚染」につきましては、建屋内での破碎施設であること、また、建屋内にミスト噴霧装置が設置されているため、周辺の環境に与える影響は軽微であることから調査の対象としておりません。

また、運搬車両については、搬入道路沿道の周辺の大気に及ぶ影響は軽微でございます。

次に、地元の対応でございます。事業者において、計画地が属する地元企業の組織に対しまして説明をされ、了承されております。

また、隣地東側の土地所有者に対しましても御説明をし、了承されております。

さらに、北側に隣接する地元町内会に対しまして計画の説明を行い、施設を変更することについての協議書を交わされております。

以上、周辺への影響について御説明いたしました。

最後に、審査基準への適合について御説明いたします。

恐れ入りますが、お手元にお配りしております、「資料 1」を御覧ください。A3 の横長でございます。

建築基準法第 51 条のただし書の許可に当たり、審査の基準として、「汚物処理場、ごみ焼却場その他処理施設のただし書の許可に係る審査要領」を定めております。

まず、審査基準の大きな観点でございます、一番上に書かれております、1 都市計画上の支障の有無に係る審査についてでございますが、1 都市計画等との整合性につきましては、(1)地域地区等との関係、(2)都市計画施設との関係、(3)都市計画等に係る上位計画との関係、これに適合しております。

2 敷地の位置につきましては、(1)敷地の安全性に適合しております。(2)の住宅市街地及び特定施設との距離につきましては、後ほど説明させていただこうと思っております。

3 施設計画の内容につきましては、(1)道路幅員等、(2)車両の出入口、(3)建築物の構造、(4)運搬車両の駐車場等、(5)敷地内の緑地、これに適合しております。

4 環境対策等につきましては、(1)調査の実施、(2)環境対策に適合しています。

5 建築基準法令への適合については、適合しております。

6 関係法令との調整につきましては、適合しております。

7 地元の合意形成については、適合しております。

次に、大きな観点の 2 周辺環境に対する配慮等についてでございますが、1 周辺環

境等については、適合しております。

2 搬出入路については、適合しております。

3 施設計画についても、適合しております。

4 対象外施設の各種環境法令への対応については、適合しております。

それでは、恐れ入ります、1 ページ目にお戻りください。

2 の敷地の位置、これの(2)住宅市街地及び特定施設との距離について御説明いたします。

「ア」において住居系地域から、次の「イ」において「住宅群（概ね 50 戸以上連たんしている住宅）、そこから 100 メートル以上の離隔距離が確保されていること」としております。

計画敷地は北側に住宅地が隣接しているという状況でございまして、審査基準を満足しておりません。

これにつきまして、計画地と住宅地の位置は、水平距離が最短で約 40 メートルあり、高低差が約 20 メートルあり、分断されているという状況でございます。

また、道路につきましては、計画敷地の進入経路と住宅団地内の生活道路とは完全に分離されており、主要幹線道路への接続も全く別ルートということでございます。

また、事業者と隣接する地元町内会との間で、施設の変更についての協議書が締結されております。

以上が、審査基準に関する説明でございます。

以上で、申請のありました施設につきまして、本市域での位置、用途地域、周辺の土地利用状況、施設の内容、搬出入車両の経路、環境対策、審査基準の適合状況について御説明してまいりました。

これをもちまして、第 4 号議案の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤原会長 それでは、第 4 号議案につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

ございませんか、はい、どうぞ。

○安達委員 確認ですけれども、住宅市街地及び特定施設との距離ということで、この該当するところの施設等からのいろんな問題点というか、異論はなかったんでしょうか。

○事務局（藤井建築指導課長） 距離が 100 メートル以上というようなことの基準でございしますが、産業廃棄物処理施設と隣に隣接する住宅団地ですが、平面的にも立体的にも距離があるということでございます。

それと、地元の町内会と覚書を締結しておりますので、特に問題はないというふうに考えてございます。以上でございます。

○安達委員 はい、わかりました。

○藤原会長 他に御質問ございますでしょうか。

それでは、他にないようでございますので、第４号議案につきましては、原案どおり産業廃棄物処理施設の敷地の位置について都市計画上支障がないと認めることとして可決してよろしいでしょうか。

○委員全員 （異議なし。）

○藤原会長 異議なしと認めます。それでは、第４号議案につきましては、原案どおり認めることとさせていただきます。

続きまして、同じような案件ですが、第５号議案及び第６号議案につきまして、いずれも佐伯区五日市港二丁目における廃棄物処理施設に関する案件でございますので、一括して御審議いただきたいと思います。事務局の説明を求めます。

○事務局（藤井建築指導課長） それでは、引き続きまして第５号議案及び第６号議案について説明させていただきます。

本２件につきましても４号議案と同じく、建築基準法第５１条ただし書の規定に基づく建築許可に係る産業廃棄物処理施設の敷地の位置について審議していただくものでございます。

これらの議案は、計画場所が互いに近接しており、また、各々の施設の事業内容が同類のものでありますので、同時に説明させていただきます。

前面のスクリーンにより説明させていただきます。

まず、建築基準法第５１条の規定についてですが、こちらは、先ほどと同じでございます。

本件につきましても、４号議案と同じように民間の施設であり、長期的観点に基づく都市計画決定にはなじまないものと考えてございます。

本施設は、事業活動に伴って生じるアスファルトやコンクリート塊の産業廃棄物を破砕する産業廃棄物処理施設を新築する計画でございますが、施設における廃棄物の１日当たりの処理能力が一定量を超えることから許可が必要になるものでございます。

この許可の対象となる処理施設は、建築基準法施行令第１３０条の２の２で定められており、アスファルトやコンクリート塊等のがれき類の破砕施設については、１日当たりの処理能力が５トンを超えるものと規定されております。

今回の計画は、両施設とも、このがれき類の１日当たりの最大の処理能力が８００トンであり、５トンを超えるため、許可が必要となるものでございます。

次に事業の概要について少し詳しく御説明をさせていただきます。

まず、建設廃材の再資源化について御説明をいたします。

平成 12 年に、いわゆる「建設リサイクル法」が制定されておりまして、コンクリート、アスファルト、木材、その建設廃材 3 品目につきましては、再資源化が義務付けられました。

本件の許可申請者であります、前田道路株式会社、大林道路株式会社は、その建設廃材の再資源化を行う施設として、アスファルト、コンクリート塊の処理施設の設置を進めているものでございます。

両施設は、道路工事によって発生します古い舗装資材などのアスファルト塊を破砕処理いたしまして、再生骨材として再資源化を行う施設でございます。また、建設工事で発生したコンクリート塊につきましても破砕処理し再生路盤材としての再資源化も行います。

現在、大林道路のみですが、破砕施設の建設に先立ち、許可の対象施設ではないアスファルトプラントによる周辺への影響が少ないことを地域の住民に理解してもらうため、既に建設し、稼働しているところでございます。

一方、前田道路につきましても、各町内会長に説明を行うなど、地道に地元説明をされております。

この度の許可手続きにつきましては、施設を建設することについて、地域の住民への理解を得る努力に時間をかけて行われていることにより、大変、手続きが長引いている状況でございます。

続きまして、計画の場所について御説明いたします。

計画の場所は、佐伯区の南側の広島湾に面する埋立用地の中でありまして、佐伯区役所から南に約 1.5 キロメートルのところに位置してございます。

この図は、先ほどの図を拡大したものでございます。

赤色で囲っているのが、計画場所でございます。

点線でお示ししております範囲が、広島港五日市地区港湾整備事業における埋め立て区域でございます。

この広島港五日市地区については、広島港の港湾計画において、港湾物流拠点や廃棄物処理場の整備等の土地利用を推進する必要があることから、広島県が公有水面を埋め立てたものです。

埋立てに当たりまして、公有水面埋立法に基づき広島県知事から本市への意見照会があり、昭和 61 年 2 月、市議会において埋立の同意が議決されております。

計画敷地一帯は、平成 22 年 5 月に埋立が竣工しております。

この港湾計画を踏まえまして、計画敷地一帯が、平成 21 年 3 月、都市計画において市街化区域へ編入され、準工業地域に指定されました。

この図は、周辺の用途地域を色分けしたものでございます。

赤色でお示しておりますのが計画場所ございまして、指定建ぺい率は 60%、指定容積率は 200%となっております。

先ほどの、付近の状況図でございます。

平成 22 年 11 月に「広島県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」、この条例に基づきまして、計画場所は、水色でお示ししております「工業港区」に指定されております。

「工業港区」は工場その他工業用の施設を設置させることを目的とする区域とされておりました、この度、両施設は建設できるものに該当しております。

計画場所の西側は「商港区」とされており、この「商港区」は旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的としておりますが、現在、当該区域には大型物流施設が立地している状況でございます。

敷地の北側には、港湾上は分区の指定はございませんが、工業地域であることから現在、建設機械の組み立て工場が建設され稼働しております。

また、臨港道路廿日市草津線に沿っては、「修景厚生港区」が指定されており、学校用地や住宅地との緩衝帯として緑地が整備されております。

なお、前田道路の計画場所の東側は、現在埋立中でございます。

次に、施設の概要について御説明いたします。

こちらは前田道路の配置図となります。左側が北側でございます。

敷地面積が約 15,000 平方メートル、敷地内には破碎施設・材料置き場棟、事務所棟などが計画されており、延べ面積の合計が 3,581 平方メートルでございます。

事務所以外の建物は全て鉄骨造平家建てとなっております。

廃棄物処理能力は、1 日当たり 800 トンでございます。

施設への運搬車両の出入りは、敷地の北側の門から入り、アスファルト塊の荷降ろしを行います。

アスファルト塊等は、破碎施設棟に運搬され、機械により破碎処理されます。

破碎処理された再生材は、ベルトコンベアでこちらに保管されます。

この破碎処理を行う建築物が本許可の対象となります。

再生材とされた再生骨材は、新規骨材といっしょにアスファルトプラントに投入され、再生アスファルトが製造されます。

再生アスファルトは、トラックに積んで、搬入と同じ北側の出入口から出ることになります。

次に、こちらは大林道路の配置図でございます。左側が北側でございます。

敷地面積は約 15,000 平方メートル、敷地内には既存のアスファルトプラント、材料置き場等があり、これから破碎施設、荷降ろし建屋が計画されております。

床面積の合計は 2,448 平方メートルでございます。

廃棄物の処理を行う建物の構造は鉄骨造平家建てとなっております、廃棄物処理能力は、1 日当たり 800 トンでございます。

施設への運搬車両の出入りは、一般的には敷地西側の門から入り、アスファルト塊を荷

降ろしいたします。

次に、破砕施設棟に運搬され、機械により破砕処理されます。

この破砕処理を行う建物が本許可の対象建築物となります。

破砕処理された再生材は、ベルトコンベアでこちらに保管されます。

再生材とされた再生骨材は、新しい骨材といっしょにアスファルトプラントに投入され、再生アスファルトが製造されます。

再生アスファルトは、トラックに積んで、先ほどのこちらの搬入路と同じ西側の出入口から出るようになります。

次に、両者の破砕の処理の流れについて御説明いたします。

写真の左上からでございます。

アスファルト塊がトラックで搬入され、機械で細かく砕かれます。

砕かれたものをふるいにかけ、大きさごとに保管され、コンクリートにつきましては路盤材の再生資材として出荷されます。

また、参考までに、許可の対象外ですが、アスファルトプラントの流れについて簡単に御説明いたします。

左側の写真にございますように、先ほどのアスファルトを砕いた再生骨材と新規の骨材、アスファルトを、アスファルトプラントにより合材を製造いたします。

こちらは、前田道路の完成イメージ図でございます。

中央の右の建物が許可対象となります破砕処理施設でございます。

こちらは、大林道路の完成イメージ図でございます。

一番奥の建物が、許可対象となる破砕処理を行う施設でございます。

赤い丸で囲んだ破砕施設と荷降ろし建屋につきましては、これから建設する予定の建物でございます。

続きまして、施設による周辺への影響について御説明いたします。

まず、運搬車両等による周辺交通への影響についてでございます。

施設への経路につきまして御説明いたします。

赤色でお示ししていますのが計画場所でございます。

ほとんどの搬出入経路は、広域的には広島南道路やこれとつながる臨港道路廿日市草津線を通り、南下して施設に至ります。

施設への搬出入は、道路工事が夜間も行われるため、年中無休の 24 時間体制となり、10 トンの車両により行います。

搬出入経路の交通量ですが、事業による運搬車両の発生台数は 1 日当たり約 100 台程度を予測されております。

この度、周辺での他の交通の調査を行っており、廿日市草津線は現在 2 車線で暫定的に供用されておりますが、御覧の地点で 1 日当たりの交通量が約 25,000 台、都市計画道路海老寿老地線の御覧の地点で 1 日当たりの交通量が約 10,000 台でございました。

これに対しまして、施設による交通量は約1%以下になっております。

なお、廿日市草津線は、近い将来4車線となる予定でございまして、その場合の1日当たりの交通量を約46,000台と予測されていることから、周辺への交通の影響は小さいと考えられます。

次に、廃棄物処理法に基づき、事業者が「生活環境影響調査」を実施しておりますので、この調査結果に基づきまして御説明いたします。

まず、前田道路についてです。

本調査では、施設に係る「大気汚染」「騒音」「振動」、この3項目について実施しております。

施設の稼働による浮遊粉じんについては、法的な基準はございませんが、建物内で破碎すること、集じん機及び散水設備を設置すること等により、粉じんの発生は極めて少ないと考えられます。

次に、「騒音」についてでございます。

敷地境界で予測した最大値が55デシベルで基準を満足しております。

「振動」につきましても、敷地境界で予測した最大値が52デシベルで基準を満足してございます。

次に、運搬車両の走行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質につきましては、増加量がわずかであり現況の大気にはほとんど影響しないこと、また、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、それぞれ基準を超えない結果となっています。

次に、大林道路についてでございます。

調査項目は、前田道路と同じでございます。

まず、施設の稼働による影響についてでございます。

大気汚染ですが、浮遊粉じんにつきましては、建物内で破碎すること、集じん機、散水設備を設置することにより、発生は極めて少ないと考えられております。

次に、「騒音」につきましても、敷地境界で予測した最大値が58デシベルで基準を満足しております。

「振動」につきましては、敷地境界で予測した最大値が48デシベルで基準を満足しております。

次に、運搬車両の走行による二酸化窒素、浮遊粒子状物質につきましては、増加量がわずかであり現況の大気質にはほとんど影響しないこと、また、基準を超えない結果となっております。

地元の対応状況についてでございます。

両事業者とも、地元といたしましては、4つの連合町内会、右側からA吉見園・藤垂園地区、B五日市南学区地区、C海老園地区、D楽々園町内会としております。

4号議案でも申し上げましたように、審査要領により審査を行っております。

お手元の「資料1」をお出しください。5ページ目を開いてください。

大林道路の審査要領のチェック表でございます。

恐れ入ります、次の6ページ目をお開きください。

「7 地域の合意形成」、これを除いて他の項目は全て適合しております。

それでは、「7 地域の合意形成」について御説明いたします。

「周辺住民に十分な説明を実施し、概ね理解を得ていること。」としております。

これに基づきまして、事業者周辺住民の理解が得られるよう働きかけてきたところでございます。

地元との経緯でございますが、大林道路の建設計画に対しまして、平成23年度に2回にわたり合計約6,700名の建設反対署名が建築指導課のほうに提出されております。

この建設反対署名の内容につきましては、後ほど詳しく御説明をさせていただきます。

事業者は、平成22年度、23年度の2回にわたる地元説明会を実施したところ、平成23年6月に、4地区のうち、先ほどのBの五日市南学区連合町内会と協定書の締結がなされました。

その後、事業者においては、本許可の対象施設ではないアスファルトプラントによる周辺への影響が少ないことを地域の住民に理解してもらうため、アスファルトプラントを建設しまして、平成24年、昨年11月から施設を稼働されているところでございます。

また、本年4月に地域の住民を対象とした現地見学会及び第3回目となる地元説明会を開催されました。

その結果、本年5月に、先ほどのCの海老園地区連合町内会と協定書の締結をされております。

同様に、前田道路につきましても御説明いたします。

この資料の3ページ目をお開きください。

前田道路も同様に、次の4ページの「7 地域の合意形成」、これを除いて全ての項目につきましては適合しております。

それでは、「地域の合意形成」について御説明いたします。

先ほどの4地区のうち、平成24年2月に五日市南学区地区と、平成25年6月に海老園地区と、その2連合町内会と覚書を締結されております。

それでは、また戻りまして大変申し訳ございませんが、先ほどの大林道路株式会社に対する反対署名の内容について御説明いたします。

お手元の7ページをお開きください。

反対理由への対応でございます。

7ページの、まず、「1 反対の理由」でございますが、①トラックによる廃材の運搬に伴う粉塵、②粉砕時の騒音や粉塵、③熱処理時煙突から排出される煤煙・悪臭・毒性物質等々予想を超える問題、この問題についてでございます。

次に、「2 反対理由への対応」についてでございます。

1点目の、「トラックによる廃材の運搬に伴う粉塵」につきましては、搬入される廃材は

粉塵が出にくいアスファルト及びコンクリートの２品目であるということから、運搬時の粉塵は微量であり、さらに運搬車両の荷台をシートで覆うということにされております。

また、搬入ルートは主として、先ほどの南道路、廿日市草津線の主要幹線道路を用いられ、住宅地の中の道路を通らないということにされております。

一方、佐伯区の市街地からの搬入につきましては、先ほどの海老寿老地線を用いますが、その他の住宅地内の道路は原則通らない、用いないということとしております。

さらには、施設内の荷降ろしに伴う粉塵につきましては、周囲を高い塀で覆うという対応をしております。

また、ほこり止めの水も噴霧するというような計画でございます。

次に、２点目の、「粉砕時の騒音」につきましては、破砕設備を建物内に配置し、施設の周辺を高い塀で覆う等の対応をし、敷地境界における予測値につきましては、最大 58 デシベルでありまして、基準値の 60 デシベルを下回ってございます。

「粉砕時の粉塵」については、破砕設備を建物の中に配置いたしまして、集塵機も設置するというようにしております。

さらに、周辺を高い塀で覆うというように対応しております。

なお、敷地から住宅地まで約 1 キロメートルの直線距離があり、影響はほとんどないと考えられます。

３点目の「熱処理時煙突から排出される煤煙・悪臭・毒性物質等々予想を超える問題」につきましては、許可の対象となる破砕施設では熱処理の過程はなく、排出される煤煙等はございません。

なお、同施設内で許可対象外であるアスファルトプラントの熱処理につきましては、稼働時の実測値や予測値につきましては、「３ 参考」の中で一番下の欄ですけれども、アスファルトプラントに掲載しております。

項目といたしましては、ばい塵、窒素酸化物、硫黄酸化物、悪臭であり、法基準を下回ってございます。

審査基準への適合につきましては、このように大林道路、前田道路において、地域の合意形成を除いて全て適合してございます。

以上、申請のありました施設につきましては、本市域での位置、用途地域、周辺の土地利用状況、施設の内容、搬出・搬入車両の経路、環境対策、審査基準への適合状況について、これまで御説明してまいりましたとおりでございます。

これをもちまして、第５号、第６号議案の説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤原会長 それでは、第５号議案及び第６号議案につきまして、御質問、御意見等お願いいたします。

○三浦委員 今の最後のところの数値に関しての確認なんですけれども、まず、破碎施設、処理能力は同じものだということだと思うのですが、騒音と振動の予測値、施設の配置にもよるところはあると思いますが、数値が違います。

具体的に言うと、大林だと騒音は 58 で、振動が 48、前田のほうは 55 と 52 ということで、同じような状況で、こう、数値が変化している。すなわち大林のほうは騒音が大きいんですけれども、振動が小さくなっている、そこに何か施設的な理由があるのかというのが 1 つ目です。

2 つ目は大気のところで、大林のほうは現行の数値が出ています。前田道路のほうは満足するような計画なんです、そこで実際、今、大林道路では、硫黄酸化物が 0.44 という数字で出ていますが、前田道路のほうでは 0.0 という値を目指すという形になっているのが、稼働している施設では数値が出ているんですけれども、今後、動かす施設では 0.0 というふうにしているところは、どういうところ出のかっていう 2 点をお願いします。

○藤原会長 それでは、事務局からお願いいたします。

○事務局（寺本産業廃棄物指導課長） 環境局の産業廃棄物指導課長の寺本といいます。調査の中身なんです、先ほど委員の先生がおっしゃられた騒音についての 3 デシベルの差なんです、この予測を行ったときの現況調査をしたときの測定値が大林道路さんの工場騒音のときの実測値が 55 デシベル。そして、前田道路さんが 52 デシベルということで、3 デシベルの差が、ここの差になっております。現況調査時の測定値の差ということです。

○三浦委員 その部分の振動については。振動についてはベースが違うということでしょうか、数字上の。ベースが違うことで結果の差が出ているということですか。

○事務局（寺本産業廃棄物指導課長） ええ、振動につきましても、大林道路さんと前田道路さんの現況調査時なんです、まず、大林道路さんの現況調査が 35 デシベルで、前田道路さんの現況調査が 32 デシベル、これが 3 デシベルの差となっております。

○三浦委員 前田のほうは 32 と言われましたか。

○事務局（寺本産業廃棄物指導課長） ええ、32 デシベルです。

○三浦委員 そうなると、前田道路のほうは 32 から 52 と、デシベルをそのまま引き出すのもあれなんですけれども、20 高まりますね。大林の 35 から 48 ですと 13 しか上がらないんですが、そこは何か施設の特徴があるということですか。

○事務局（寺本産業廃棄物指導課長） 前田道路のほうの値が高くなっているというのは、前田道路さんについては、アスファルトプラントと破砕プラントを合わせた形での評価となっていると。そして、大林道路さんについては、破砕プラントは、もう現況の中に入っているということで、この差に。前田道路さんのほうが、値がかなり増えているということです。

○三浦委員 そうなったときには、前田道路のほうは、騒音については、両方の施設ですね、破砕とアスファルト製造を合わせてもそれだけのアップ分しかなかったということですか。

○事務局（寺本産業廃棄物指導課長） はい、そのとおりです。

○三浦委員 あと、2点目のほうは。

○事務局（藤井建築指導課長） 破砕プラントにつきましても、硫黄酸化物につきましても、今の測定値 0.24 と 0.0 でございます。2社が違っているからどうかというようなところでございますが、ちょっと詳しくはわかりかねます。申し訳ございません。

○藤原会長 お手元に資料がないということですか。

○事務局（藤井建築指導課長） 0.24 と 0.0 の差が 0.24 あるわけでございますが、ちょっとこの原因につきましては、はっきりわからない状況でございます。

○藤原会長 いや、大林のほうは測定値で、前田のほうは予測値なんだけれども、予測値のほうで 0.0 になっているのは、測定値から見ると、ちょっと思いはわかるんだけれども、大丈夫かという話だと思うんですけども。

○事務局（佐名田指導担当局長） 確か、ちょっと記述上、予測値の話と、それから、実測値ということで、ちょっと記述が、直ちにわかりかねるところがございますけれども、いずれにしても基準値を下回っているということは結果として出ておりますので、その理由につきまして、よろしければ三浦委員のほうに改めて御説明をさせていただき、対応いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○三浦委員 はい、ありがとうございます。では、よろしくお願いします。

○藤原会長 その他に御質問等ございましたらお願いいたします。

○吉田委員 すみません、施設の周囲を高い塀で囲むとしてありますけれども、これはどういう感じなるのでしょうか、高さとかは。

○事務局（藤井建築指導課長） はい、塀で囲む高さ、塀の高さは、3メートルから5メートルでございます。住宅に面するところにつきましては5メートルでございます。以上でございます。

○吉田委員 非常に気になるところです。わかりました。

○藤原会長 よろしいですか。

○谷口委員 先ほど、周辺のA、B、C、Dと町内会がありましたけれども、BとCは確認書を出されたと、お互いに協定書を結ばれたということなんですが、AとDについてはどのような格好になっているのでしょうか。

○事務局（藤井建築指導課長） 残りの2町内会の合意形成の状況について御説明申し上げます。前田道路と大林道路それぞれ対応しております。

まず、前田道路につきまして御説明いたします。

前田道路が楽々園地区、この絵でいきますとDのところでございますが、そこにつきましては、施設の計画に反対ではないけれども、町内会の中には反対されている方もおられ、町内会として協定書の締結は難しいというふうに言われております。市が許可したものにしましては従うつもりであるというふうに言われておりました。

続きまして、吉見園・藤垂園地区、Aのところでございます。施設の計画に反対ではないが、町内会の中には反対される方もおられ、町内会として協定書の締結は難しいというふうに言われております。それが前田道路でございます。

次に、大林道路につきましても同様な結果でございます。以上でございます。

○谷口委員 我々の地区にも、よくこういうものが入ってきて、結局住民のほうで反対をしたって、法律的にどうにもならないものは許可せざるを得ないというのが広島市の立場だろうと思うんですね。そういうことで、今の説明を聞くと、AとDについても、個人的に何人かの反対がおられるということで、今まで判断が遅れてきたんだろうとは思いますが、その辺ことは、今、我々のところでごみの埋立だとか、いろんなのが来ております。ただ、法律的にきちっとしていたら、住民とは協定書を交わして、これだけのことはやりましょうということしかないんだろうと思うんですね。その辺の指導を市のほうでやっていただければ有難いなと思っております。以上です。

○藤原会長 最後は御意見だということで承りました。御意見について特によろしいですね。事務局はよろしいですか。

○事務局（木谷指導部長） 地元の方々から反対について、いろいろ御意見が出ているということは重く受け止めておりまして、事業者に対してもきちっと説明して理解をいただくように努めてほしいということで、今まで、ずっと許可についても保留していたということもございます。今後につきましても、やはり、しっかり説明して行って、地元の方との合意形成を図るように努力するよう指導してまいりたいというふうに感じております。

○事務局（佐名田指導担当局長） 地元の合意形成を図っていくということは、非常に重要なことだというふうに思っておりまして、この、許可の受付、あるいは、その許可を留保いたしまして、1年半ぐらいの期間が過ぎております。その間、両事業者とも地元我真摯に対応されているというふうに考えておりますし、また、反対意見の対応についてですけども、先ほど評価上、きちんと対応されているというような状況がございます。

そうした中で、最終的にどのようなところでの対応になるのかということで、我々もこの審査要領そのものの基準をどのように考えていくかというところで、かなり苦慮しておるところでございますけれども、1つに、参考ではあるんですけども、平成10年に浦和地裁で同様のこの51条の許可に関する判例がございます。その判例によりますと、許可の可否を判断するに際しては、法の趣旨を総合的に検討し、都市計画上の支障の有無を判断すべきであるということが示されております。

したがって、この51条の許可に関する司法の判断が示されているということもございますので、一部、先ほど4号議案でも要件のところの一部適合しない部分がございますけれども、こうした判例を参考にして、総合的に判断していきたいというふうに考えております。いずれにしても、今回のきょうの審議会での御審議を踏まえまして、市として総合的に判断していきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○米田委員 前田道路とその大林もその近所で漁業が営まれてないとか書いてあるんですが、どのような調査をされたんでしょうか。

○事務局（藤井建築指導課長） 51条の許可申請におきまして、この漁業についての調査を事業者のほうで調査をしておりまして、その結果、先ほど言いましたように、漁業のほうは営まれていないというような報告を受けております。以上でございます。

○米田委員 事業者の報告だけですか。

○事務局（藤井建築指導課長） 基本的には事業者の申請に基づいています。以上でございます。

○米田委員 事業者のほうの報告だけを信じて、その辺の海のほうのダイオキシンとか等々が不安をもっていると思うのですが、市のほうとして何か環境調査なり、海のほうはやられていなんでしょうか。

○事務局（藤井建築指導課長） 今の環境調査、市として、そういったような調査はいたしておりません。

それと、この度の施設は、アスファルトとコンクリート塊を破碎するといったようなことに対しまして、海へダイオキシンを流すとかいったようなことはないものと考えております。以上でございます。

○米田委員 周辺で漁業を営まれてないということなんですが、絶対にそんなことはあり得ないです。いかがでしょうか。

○事務局（藤井建築指導課長） 周辺の海域につきまして、全く魚をとってないとかというようなことはないと思います。ただ、この度の破碎施設につきまして、環境、漁業、海への影響というようなことはないものと考えてございます。

○事務局（佐名田指導担当局長） 漁業組合のほうで把握されている漁業権というものがあろうかと思うので、そこをどこまで把握して、この資料をつくっているかと、申請者が申請してきたかというのは、ちょっと今時点では調査しかねるところはございますけれども、そここのところの記述に関して、いわゆる漁業権がどこまであってとか、そこが我々としても何せ判断しかねるところでありますので、もしよろしければ調査させていただいた上で、御説明をまた委員のほうにさせていただければというふうに思います。以上でございます。

○藤原会長 今の記述はどこですか、具体的に。

○米田委員 今の、先ほどの2点の。

○藤原会長 先ほどの前田の話ですね。

○米田委員 そうです。

○藤原会長 2ページの、このチェック表の。

○米田委員 4ページと6ページです。

○藤原会長 2、4、6、それぞれについて、特に4、6かな、今回の場合ね。4、6について、この資料そのものの記述について確認が必要だという御意見ですね。それについては、ただいま、事務局が御説明したような対応でよろしいでしょうか。

○米田委員 はい。

○生田委員 この4号から6号なんですけれども、問題になっている地元の範囲が4号議案の月見町ですか、月見町と、この5号、6号の範囲を見ますと、スケールが全然違うのです。片一方は20メートルのところに近隣があるということなので、これは全然客観的に見ても、ほとんど影響がないようなところが地元の範囲に入っているというようなところがあるんじゃないかと思うんですね。だから、基準を見直すときに地元の範囲をどう取っていくかというところを、公平性からいうと、事業者のことから言いますと、ちょっと不公平なところがあるんじゃないかということがありますので、そこらはちょっと見直しのときに考えていくべきではないかというふうに思うのですけれども。これは意見です。

○藤原会長 これは距離、何メートルでしたか。

(不明)

○事務局（藤井建築指導課長） 今の五日市のところが約1キロメートルです。先ほどの月見町ですけれども、あれが大体40メートルでございます。

○藤原会長 40メートルですね。

○生田委員 比較、全然違いますので。

○藤原会長 他に御意見あるいは御質問ございませんでしょうか。

そうしますと、おおよそ御意見が出尽くしたということでございますけれども、何件か説明について不足がありまして、あるいは表現について見直し、あるいは必要かもわからない箇所があるということなのですが、いかがいたしましょうか。

後ほど御説明をいただくという条件で、この案件について本日決議させていただくか、あるいは、それでは困るということかということですが、三浦先生の件については、後ほ

ど詳細を調べて御報告をします。多分環境基準を上回るような数字が出ることはないと思われま

○三浦委員 ないから大丈夫です。

○藤原会長 それから、米田さんのほうのこれについては、記述の間違ひがある可能性もあるということで、表現の仕方について必要であれば訂正をする必要があるんですが、その条件で

○米田委員 いや、調査したあと、あれば報告して。

○藤原会長 報告いただくということで、その報告を待って審議をするか、きょう、もう決めて。

○米田委員 いや、きょう決めて結構です。

○藤原会長 よろしいですか。

(注1)

では、後ほど、その正確な表現については御説明をさせていただくという条件のもとで、それでは、ただいまより、本件について審議をいただきたいと思います。

第5号議案及び第6号議案につきまして、原案のとおり産業廃棄物処理施設の敷地の位置について都市計画上支障がないと認めることについて可決してよろしいでしょうか。

○委員全員 (異議なし。)

○藤原会長 異議なしと認めます。それでは、第5号議案及び第6号議案につきましては、原案どおり認めることといたします。

ただし、先ほどの表現等については、一部修正が必要な可能性があるということの条件を付けさせていただきたいと存じます。

ありがとうございました。

それでは、続きまして、第7号議案につきまして、事務局の説明を求めます。

○事務局(藤田都市計画課長) 第7号議案からは、事務局を都市計画課に戻します。引き続き御審議をお願いします。

第7号議案の説明に入る前に、第1号から第6号議案までの付議案件の審議が全て終了しましたので、関係する理事者はここで退席させていただきます。

それでは、第7号議案の「広島市の都市計画に関する基本的な方針(広島市都市計画マ

スタープラン)」の改定について御説明いたします。

本案件は、都市計画決定事項ではございませんが、都市計画審議会で答申をいただいた上で改定を行いたいと考え、これまで継続的に御審議をしていただきました。

今回、最終の改定案を作成しましたので、御審議、お願いしたいと思います。

まず、前面のスライドにより、これまでの経緯などについて説明します。

これまでの経緯です。

平成24年7月13日の第39回都市計画審議会で骨子案の御審議をいただいたのを始めとし、平成24年11月28日の第40回都市計画審議会で概要案について、平成25年2月8日の第41回都市計画審議会で改定素案について御審議いただき、この4月に改定素案を確定しました。

この改定素案については、4月24日から5月10日にかけて市民意見の募集を行いました。

また、都市計画審議会の委員の方々から複数の御意見をいただき、これらの意見を踏まえ最終の改定案を作成しました。

これまでに、都市計画審議会の委員の方からいただいた御意見をお示しします。

まず、概要案に対しては、「高齢者にやさしいまちづくりを進めることが必要である」という御意見がありました。

続いて、2月の改定素案に対しては、「人口減少下でも一定の人口規模を確保するという姿勢を示すべき」、「都市構造の集約化により増加する空き家・空き地対策についても検討する必要がある」、「マスタープランの成果を評価するための指標を示しておく必要がある」、「まちづくりへの市民の主体的、積極的な参加を促していく必要がある」といった御意見がありました。

さらに、市民意見募集時の改定素案に対しては、「平和記念都市建設法に基づき平和記念都市を目指しているのに、都市づくりの目標や方針の中で平和都市という概念が希薄ではないか」、「基本構想の都市像と都市マスの目標との関係を示す必要がある」、「市民に都市計画マスタープランへの関心を持ってもらえるよう、わかりやすい表現にする必要がある」といった御意見がありました。

次は市民意見です。計16件ありました。

このうち、改定素案の記述を修正するのに参考にさせていただいたものは2件で、「都心部にいろいろな賑わい施設を集中するなど、広島独自性を出したマスタープランにしてほしい」、「交流人口を拡大することだけでなく、来訪者と市民との交流により市民も成長するという視点も必要である」という御意見がありました。

なお、その他14件については、改定素案に対する賛同意見が1件、既に意見の趣旨が盛り込まれているものが4件、個別事業への意見が9件ありました。

改定案の策定にあたっては、都市計画審議会の委員の意見及び市民意見の一部を反映する他、読みやすくするために図表を追加するなど表現方法の工夫も行っています。

修正箇所については、別冊の改定案を使って、後ほど御説明いたします。

今後の取り組みについてです。改定時期は8月末を予定しています。

新しいマスタープランについては、市のホームページで全文ダウンロード可能といたします。

また、概要版を市役所・区役所等で広く配布する他、本編については、都市計画やまちづくりに関心がある人、団体などの希望者に無料でお渡しすることを検討しています。

それでは、別冊のほうで説明させていただきます。こちらの緑のほうを手元をお願いいたします。

修正した箇所のうち、主なところについて説明いたします。

4月の市民意見を募集したときから、追加・修正した箇所につきましては、青色の下線を付すか、あるいは青い枠で囲んでいます。

また、赤色の下線を付した箇所は、これまでの委員の方からの御意見を踏まえて、既に修正していた箇所ですが、この度は最終の改定案ということで、あわせてご確認くださいと思います。

なお、「わかりやすい表現にする必要がある」という御意見を踏まえまして、グラフや図面、写真などを追加するなど、表現方法に工夫を加えていますので、ページをめくられるときは、そのような観点からも御覧いただきたいと思います。

まず、5ページの中段を御覧ください。

「(3)人口の見通し」で、「人口減少下でも一定の人口規模を確保するという姿勢を示すべき」という御意見を踏まえ、「本市の特性や資源を生かした戦略的な都市経営により、人口減少に歯止めをかけ、できるだけ現在の人口規模が確保されるよう取り組みます」という文言を追加しています。

また、ページをめくっていただき、21ページを御覧ください。

「3 広島市の都市づくりの課題」です。

「都市づくりの目標や方針の中に、平和都市という概念が希薄ではないか」という御意見を踏まえ、「平和都市の建設」の項目を1番最初に述べています。

あわせて、「被爆者の体験や平和への思いを次世代の市民に確実に伝えるとともに、より多くの人々に広島に来てもらい、被爆の実相に触れ、平和への思いを共有してもらう」などの文言も書き込んでいます。

次に、24ページを御覧ください。

都市づくりの課題の1つ、「(7)観光・文化・国際交流の振興による交流人口の拡大と定住人口の確保」では、「来訪者と市民との交流により市民も成長するという視点も必要である」という市民意見を踏まえ、「市民と来訪者の交流を通じて、創造的な人材が育成されたり市民活動が活発化する」などの文言を書き込んでいます。

28ページの上段を御覧ください。

「第3章 都市づくりの目標と方針」の「1 都市づくりの目標」では、「広島市基本構

想の都市像との関係を示す必要がある」という御意見を踏まえ、基本構想は都市計画マスタープランの上位計画であることを明確に図示しています。

また、下段の「魅力」という緑色の枠を御覧ください。

平和都市の建設という本市の課題を踏まえ、魅力の項目に「平和への思いが共有される」という文言を書き込んでいます。

次の 29 ページでは、「①活力とにぎわいにより、中四国地方の発展をリードする都市」、「②地域資源を生かした多様で個性的な魅力により、活発な交流が生まれ、平和への思いが交友される都市」という都市づくりの目標をよりイメージしやすくするために、それぞれイメージできる写真を追加しています。

次に、31 ページを御覧ください。

「2 都市づくりの方針」です。

都市づくりの目標を実現するため、ヒト・モノ・カネの広域的な循環を生み出す求心力ある都心の形成など、9つの方針を記載しています。

これらの方針について、よりわかりやすく、よりイメージしやすくするために、方針ごとに写真を追加しています。

まず、1 ページめくって 32 ページをお開きください。

1つの目標ごとに写真を追加しております。33 ページ、34 ページ、35 ページと 38 ページまで、こちらをめくって御確認いただきたいと思います。

次は、41 ページの上段を御覧ください。

「第4章 めざすべき都市構造」です。

「都市構造の集約化により増加する空き家・空き地の対策についても検討する必要がある」という御意見を踏まえ、「郊外部での空き地・空き家等の増加の動向を見据え、居住環境の悪化防止策等について検討を進める」という文言を書き込んでいます。

次に、48 ページを御覧ください。

「第5章 分野別の方針」、「1 土地利用の方針」では、「高齢者にやさしいまちづくりを進めることが必要である」という御意見を踏まえ、「高齢者や子育て世代などの暮らしやすさを向上するため、身近なエリアで日常的な生活サービスの大半を享受できるような都市構造を目指します」と書き込んでいます。

次に、60 ページを御覧ください。

地区計画制度について、具体的な例を示しながらわかりやすく説明を加えています。

次に、83 ページを御覧ください。

「広島独自性を出したマスタープランにしてほしい」という市民意見を踏まえ、「都心部の施策展開」という平面図を新たに追加作成しています。

広島駅周辺地区や紙屋町・八丁堀地区で積極的に展開している施策を図面に表して、広島市の独自性をアピールするものです。

96 ページを御覧ください。

「6 都市の魅力向上の方針」では、第2章、第3章で、「平和都市の建設」の概念を盛り込んだことを受けて、「次世代の市民や広島を訪れた人々に平和への思いを継承していく都市環境の形成に取り組む」という文言を書き込んでいます。

また、97 ページでは、「広島平和記念都市建設法の理念やこれに基づく平和都市の建設の歴史について、継続的な情報発信を行う」ことも盛り込んでいます。

次に、108 ページを御覧ください。

「第6章 マスタープランの実現に向けて」では、「まちづくりへ市民が主体的に、積極的に参加していくよう促していく必要がある」という御意見を踏まえ、「(1)各主体の役割」では、住民、企業、行政の役割について、できるだけ丁寧に書き込んでいます。

1枚めくっていただき、110 ページです。

「エ 連携・協働の進め方の見直し」では、「連携・協働の進め方について、実施状況を随時点検し必要に応じて見直す」という文言を書き込んでいます。

次に、124 ページを御覧ください。

参考資料として、「マスタープランの進行管理」を添付しています。

これは「マスタープランの成果を評価するための指標を示しておく必要がある」という御意見を踏まえてのことです。

説明は以上になります。御審議のほど、お願いいたします。

○藤原会長 それでは、ただいまの7号議案につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

中身について、それぞれ1つずつ詰めていただいたということと、私の感覚でも随分わかりやすくなったなというのがあって、相当いろいろ、この間、手を入れていただいたのだと思います。

いかがでしょうか。特に大きな御意見はないということでよろしいでしょうか。

そうしますと、特に大きな御意見はないようですので、第7号議案につきましては、原案どおりとすることを適当と認めると市長へ答申することにしてよろしゅうございますでしょうか。

○委員全員 （異議なし。）

○藤原会長 ありがとうございます。

なお、細かい表現とか、細かいところ、もしお気づきがあったら、それでも何かありましたら、事務局のほうにお寄せいただけたらと思います。

異議なしと認めます。それでは、第7号議案につきましては、原案どおりとすることを適当と認めると市長に答申することにいたします。

以上をもちまして、本日の審議事項は全て終わりました。

続きまして、事務局より報告事項があるようでございますので、お願いいたします。

○事務局（藤田都市計画課長） それでは、報告案件について御説明いたします。

この案件は、「資料2」としてお配りしております、「市街化調整区域における地区計画の運用基準」の一部改正に係る案件でございます。

この基準の第22条に、「改正する場合においては、その案を都市計画審議会に報告する」と規定されていることから、改正案について報告するものです。

本市においては、市街化調整区域における開発は地区計画を活用して行うこととしており、地区計画は本運用基準に従って運用しています。

当該運用基準は、本審議会に報告し、平成24年5月に策定した後、本年2月に決定した後山地区、本日の第2号議案でありました石内上中地区など、徐々に活用され始めています。

改正案の内容につきましては、「資料3」を御覧ください。資料3で御説明させていただきます。

今回、改正しようとする内容は、大きく2つあります。

改正の趣旨1です。

1点目は、市街化調整区域における地区計画については、いたずらに開発を促進することがないように、「市街化区域隣接型」及び西風新都計画誘導型の一般タイプにおいては、平成24年5月31日時点における登記簿の地目が山林等と記載されている土地を含まないという条件がありますが、現在、相談を受けている事例において、登記簿は山林になっているものの、実際には田や宅地として利用されている土地がありました。

いわゆる、登記替えをしていなかったという事例ですが、このようなものまで地区計画のできない土地にするのは合理的ではないと考え、登記簿が山林等であっても、田や畑、宅地の用に供されていたことが明らかな土地については、この要件から除くものとなりました。

2点目は、西風新都のマスタープランについて、この6月に、「ひろしま西風新都都市づくり推進プラン」を「活力創造都市“ひろしま西風新都”推進計画2013」に改訂したため、この記述を訂正するものです。

また、これに伴い、内容の変更を伴わない表記の微修正を行っています。

これらの訂正箇所の新旧対照は、表のとおりとなっています。

以上で、報告案件の説明を終わります。

○藤原会長 本件は報告ということでございますので、本日のところは、ここは是非ともということで、この場でどうしても質問があるということがありましたらお受けしますが、特になければ、これで終わりにしたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の審議会を終了いたします。

本日は、大変お忙しい中御出席賜りまして、誠にありがとうございました。

(注1) 漁業に関する正確な表現について、平成25年8月8日に事務局から米田委員に説明を行い、了承を得た。